

救急医療を守るために 私たちができること…

地域偏在に伴う医師・看護師不足などによる救急医療体制の崩壊が、全国的にも懸念されています。

救急医療は、市民の皆さんの安心した暮らしに欠かせません。救急医療を守るために、私たちにできることから始めましょう。

☎地域医療課②5011



かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医を持つことで、日ごろから健康に関する相談ができるとともに、診療の際に適切なアドバイスが受けられます。

突然の身体の異変や緊急事態が発生した場合でも、適切な専門医や病院を紹介してもらえるので安心です。

受診は通常の診療時間内に

救急医療は、緊急事態に備えるものであり、限られた医療スタッフで診療を行っています。「昼間は混んでいるから」「仕事を休まなくてすむから」といった理由で、夜間に受診することはやめましょう。

日中の健康状態に注意し、おかしいと感じたときは可能な限り診療時間内に受診するように心掛けましょう。

救急医療を受診するときは…

比較的軽微な症状の人は、医師会病院救急センターを利用してください。夜間に受診する人は、できるだけスタッフの多い19時～23時に受診しましょう。救急医療は、患者の緊急度や重症度に応じて治療の順番が変わることがあります。

救急センターは、緊急でやむを得ない場合のみ利用するなど、適正受診にご理解とご協力をお願いします。

救急車は適正利用しましょう

岩国地区消防組合の救急車の出動件数は、年間約7,000件にのぼっています。

緊急性のない病気や怪我などで救急車を利用すると、急病や重症、交通事故など緊急性がある人の搬送に支障を来します。真に緊急を要する人のため

子どもの救急などの場合は、 「小児救急医療電話相談」

を利用しましょう！

県では、夜間、子どもの急な病気に「どう対処したらいいの?」「病院の診療を受けたほうがいいの?」などと判断に困ったとき、看護師や小児科医が症状に応じた適切な助言を行う電話相談を実施しています。気軽に相談してください。

電話番号：#8000（プッシュ回線の固定電話および携帯電話から利用できます）

または☎083-921-2755（全ての電話から利用できます）

対象：15歳未満の子ども

相談時間：毎日19時～23時

相談料：無料（ただし、通話料は利用者負担となります）



に、救急車の適正利用をお願いします。緊急性があるかどうか、重症かどうかの判断が困難な場合は、迷わず119番通報してください。